

榛東村木造住宅耐震改修補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、榛東村木造住宅耐震診断事業の推進を図り、耐震診断に基づき耐震改修を行う者に対し、榛東村補助金等交付規則（平成12年榛東村規則第30号）に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法により木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定するものをいう。
- (3) 耐震補強設計 耐震診断を行った上で「倒壊しない又は一応倒壊しない」の判定となるように補強する設計をいう。
- (4) 工事監理 その者の責任において、工事を耐震補強設計に基づく設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
- (5) 耐震補強工事 耐震補強設計に基づき行う耐震改修工事をいう。

(補助の対象)

第3条 榛東村木造住宅耐震改修補助事業補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、木造住宅を榛東村内に所有し、かつ、居住する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造の戸建住宅及び併用住宅の居住者
- (2) 併用住宅である場合、居住部分の面積が延べ面積の2分の1以上である住宅を所有する者
- (3) 平屋建て又は2階建ての住宅を所有する者
- (4) 在来軸組工法によって建てられた住宅を所有する者
- (5) 耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の住宅を所有する者
- (6) 村税を滞納していない者及び世帯

(耐震補強設計者等)

第4条 耐震補強工事の設計者及び工事監理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習を修了して

いる者

- (2) 群馬県が実施する木造住宅耐震診断技術者養成講習を修了している者
- (3) 一般社団法人群馬県建築士事務所協会から木造住宅耐震診断調査資格者の認定を受けている者
- (4) 一般社団法人群馬県木造住宅産業協会に木造住宅耐震診断士の登録をしている者
- (5) 一般社団法人群馬県建築士会が行う「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講を終了し、建築士事務所又は建設会社等に所属している者
- (6) その他村長が前各号に準ずると認める者

(補助金額)

第5条 補助金は、耐震補強工事に要する費用（以下「耐震補強工事費」という。）の4分の1以内とし、500,000円を限度とする。ただし、耐震補強工事費には当該工事に係る設計費及び監理費は含まないものとし、消費税及び地方消費税は含むものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。

- (1) 申請場所を示した付近見取図
- (2) 耐震補強工事の設計図書
- (3) 耐震補強工事に要する費用の見積書等の写し
- (4) 建築確認済証の写し（耐震補強工事により建築確認が必要な場合に限る。）
- (5) 耐震診断の結果の写し
- (6) 未納税額のないことの証明書
- (7) 固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）
- (8) 住民票の写し
- (9) その他村長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び現地調査等に基づき審査し、補助金の交付決定をしたときは、速やかに木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、耐震改修補助事業内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震改修補助事業補助金変更交付申請書（別記様式第3号）に、変更する耐震改修補助事業内容を確認することができる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の規定による補助金交付決定変更申請に基づき補助金の変更を認めたときは、木造住宅耐震改修補助事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者（前項の規定により補助金の変更を認められた者を含む。以下同じ。）が、事情により耐震補強工事を中止するときは、木造住宅耐震改修補助事業中止届出書（別記様式第5号）を村長に届け出なければならない。

（完了の報告）

第9条 交付決定者は、耐震補強工事が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修補助事業完了報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて村長に報告しなければならない。

(1) 耐震補強工事内訳書（別記様式第7号）

(2) 耐震補強工事に係る契約書の写し（内訳明細書を含む。）

(3) 耐震補強工事に要した費用の領収書の写し（内訳明細書を含む。）

(4) 耐震補強工事前、工事中及び工事後の写真

(5) 検査済証の写し（耐震補強工事により建築確認を要した場合に限る。）

2 前項の規定による報告書は、耐震改修の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、特別の事情があって村長がやむを得ないと認めたときは、当該年度の3月末日まで延期することができる。

（補助金の交付）

第10条 村長は、前条第1項の報告書が提出された場合は、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか審査し、適合すると認めたときは、木造住宅耐震改修補助事業補助金確定通知書（別記様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の通知を受けたときは、木造住宅耐震改修補助事業補助金支払請求書（別記様式第9号）により、補助金の請求をするものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第8条第3項の規定による届出書を受理したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の支払を受けたとき。

(3) 耐震補強工事が交付決定の内容に反したとき。

(4) その他交付決定を取り消すことが適当と村長が認めたとき。

2 村長は、前項の取消しをした場合は、木造住宅耐震改修補助事業補助金取消通知書（別記様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 村長は、前項の通知をした場合で、既に補助金の交付をしているときは、速やかにその返還を求めなければならない。

4 交付決定者は、前項の求めがあった場合は、直ちに、補助金の返還をしなければならない。

（申請者に対する指導及び助言）

第12条 村長は、補助金の交付を受けようとする者に対して、耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。